

中小企業経営者のための 事業承継セミナー

～事業承継税制以外の選択肢をご検討されてはいかがでしょうか～

すでに持株会社化を完了されたとお考えのオーナー様にも顕著な効果が得られます!!

第1部
ライブセミナー
Web

2025

6/27

13:30～

15:30

金

メールが受信できるパソコン画面から受講できます。ノートパソコン(Webカメラ、マイク内蔵のもの。一般的には内蔵されています)、またはWebカメラ、マイクが接続済のデスクトップパソコンをご用意ください。心配ご無用!! ZOOMが初めての方は接続確認テストをいたしますのでご相談ください。

第2部

後日、個別相談会。Web、訪問、来訪にて対応いたします。

セミナー対象者 テーマにご関心のある中小企業者様または関係者様

- ◆ 純資産(内部留保)が大きな会社
- ◆ 後継者が決まっていないが、株価対策を実行しておきたい
- ◆ 後継者は決まっているが、株式を継続所有したままで、株価対策を実行しておきたい
- ◆ 資産管理会社
- ◆ 一時的のみならず、恒久的に株価を引き下げおきたい
- ◆ 金融機関から事業承継の提案を受けたことがある
- ◆ 事業承継税制による納税猶予額の試算額が高過ぎる 等

セミナー第一部 講演 <13:30~15:30> Web

1 自社株式の3つの評価方法

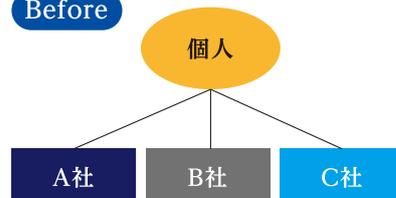
2 承継コストを最小化する持株会社化・組織再編

- (1) 持株会社の創設の概要
- (2) 金融機関が提案する「融資と買取りによる持株会社」
- (3) 弊社が提案する「会社法と税制による持株会社」 対策工事期間:1年~4年
- (4) 組織再編の実際 - 再編前と再編後の対比事例集

3 事業承継税制(相続税・贈与税の納税猶予制度)

- (1) 制度の概要
- (2) 特例承継計画の提出(令和8年3月31日期限)する前に組織再編を検討すべき理由
- (3) 事業承継税制の適用要件を満たさない場合の対策例

Before



株式の相続税評価額合計 10億円

会社が1社だけの場合も多く、
その場合には2社又は3社に分社して
下図のようにします。

After



株式の相続税評価額合計 1億円

セミナー第二部 個別相談会 **Web** <各自予約の日時にWeb会議にて>

自社株・その他の財産の相続承継・相続税に係わるお悩み相談について無料で承ります。

講師 二宮健司税理士事務所 所長 **二宮 健司**



経歴

昭和61年 大阪国税局採用(国税専門官試験)
天王寺税務署にて4年、堺税務署にて1年 法人税調査に従事
大阪国税局査察部にて5年、法人税・相続税・所得税の脱税調査・
刑事告発に従事。税務大学校専科修了
平成 8年 大阪国税局を退職し、保険会社に勤務
平成14年 二宮健司税理士事務所を開業、近畿税理士会登録
組織再編による経営効率化と事業承継対策を中心に活動
平成22年 株式会社事業承継&組織再編を設立
大阪商工会議所、大阪中小企業投資育成、中小企業家同友会、
ハウスメーカーなどでセミナー開催多数あり

当日ご参加できない方は、後日見逃し配信ができますのでご相談下さい。

- ◆お申込み:下記受講申込書をFAX下さい。
- ◆ご注意:講師と同業の方、経営コンサルティング業・FP・士業の方のお問い合わせは、お断り申し上げます。

「中小企業経営者のための事業承継セミナー」
受講申込書二宮健司税理士事務所 行

FAX申込先・問合せ先:二宮健司税理士事務所

FAX: **06-6313-0888**

TEL: **06-6313-0707**

セミナー名	2025.6.27 Webセミナー		
事業所名		T E L	
		F A X	
所在地	〒	メールアドレス	
受講者名		役職名(所属)	
受講者名		役職名(所属)	
接続確認テスト	不要・要(月 日 時頃 担当者様)		
個別相談 希望予定	<input type="checkbox"/> 希望する [相談内容]		
	<input type="checkbox"/> 希望しない		

※FAX到着後3営業日以内に、ご記入頂きましたメールアドレス宛に受付完了のご連絡を差し上げますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。